

土地、建物、書画等の財物を 遺言執行者が売却して現金を遺贈するとき

令和 年 第 号

遺言公正証書

本職は、遺言者甲の嘱託により証人乙、証人丙の立会いの下に、遺言者の口述を次のとおり筆記し、この証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言執行者をして、遺言者の有する下記土地及び建物を売却処分し、その売買代金から、契約費用、登記費用、その他本条項を執行するに必要な一切の費用及び遺言者の葬儀費用を控除した残金を、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン(所在地:東京都中野区本町1-32-2ハーモニータワー3F)に遺贈する。

(1) 土地

所在 ○○○○

地番 ○○○○

地目 ○○○○

地積 ○○○○

(2) 建物

所在 ○○○○

家屋番号 ○○○○

種類 ○○○○

構造 ○○○○

床面積 ○階 ○○ ○階 ○○

第2条 遺言者は、下記の者を遺言執行者に指定する。

住所 ○○○○

氏名 ○○○○ 職業 弁護士 生年月日 昭和○年○月○日

2 遺言者は、遺言執行者に対し、本遺言内容実現のため第1条記載の不動産の売却、換価等に関する一切の権限を授与する。

[付言事項 (この付言は、現金を寄付する時と同様に、遺言者の思いをご自由にお書きください)]

本旨外要件

(現金を寄付する場合と同じです)

